

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のための
ガイドラインの改正について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」を平成 24 年 1 月 1 日から施行するとともに「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を定めております。

今般、避難区域の区分の見直しに伴い、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令」等が公布され、平成 24 年 7 月 1 日より施行されます。

併せて、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を改正するとともに、新たに「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」が定められた旨、別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。